

神奈川大学保土ヶ谷・旭区宮陵会会則

平成10年3月22日制定
平成24年6月9日改正
平成25年6月29日改正
令和3年11月1日改正

(名 称)

第1条 本会は、神奈川大学保土ヶ谷・旭区宮陵会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務局を会長の住所地に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、神奈川大学・神奈川大学大学院(以下「神奈川大学」という)及び一般社団法人神奈川大学宮陵会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成、発行
- (2) 会報等の発行
- (3) その他目的達成に必要な事項

(会 員)

第5条 本会は、横浜専門学校及び神奈川大学を卒業した者で保土ヶ谷・旭区に在住及び勤務する者をもって組織する。

但し、役員会が認めた場合は、保土ヶ谷・旭区に在住及び勤務していなくても会員とすることができる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長(幹事長) 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 会計監事 1名

2 本会に顧問・相談役(若干名)を置くことができる。顧問は、会長を経験したものである。

3 本会に参与(若干名)を置くことができる。参与は、副会長又は事務局長のいずれかを経験したものである。

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

2 顧問・相談役は、総会に諮り会長が委嘱する。

3 参与は、総会に諮り会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に支障が生じたときは、その職務を代行する。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ随時開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

(総 会)

第12条 総会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じ随時開催する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、事業計画、予算・決算、その他重要事項を審議する。

(資 金)

第13条 本会の運営資金は、会費及び寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第14条 本会の会費は、年額1,000円とする。ただし、必要に応じ臨時に会費を徴収することがある。

2 会費の改訂は、総会において行う。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(会則の変更)

第16条 本会則の改正は、総会において行う。

附 則

この会則は平成10年3月22日から施行する。

附 則

この会則は平成24年6月9日から施行する。

附 則

この会則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は令和3年11月1日から施行する。